

2 地方税制の動き（平成26年度）

(1) 税制改正の方針

平成26年度の税制改正は、デフレ脱却、経済再生を図るとともに、税制抜本改革を着実に実施する観点から行われた。平成26年4月からの消費税率引上げの確認を受け、投資減税措置や所得拡大促進税制の拡充、復興特別法人税の一年前倒しでの廃止のほか、自動車取得税の税率引下げ等の車体課税の見直しがなされた。

また、地域間の税源偏在の是正、財政力格差縮小の名目で、地方法人特別税の地方税への復元が一部にとどまり法人住民税の一部が地方法人税として国税化された。

(2) 地方税制改正のあらまし

平成26年度地方税制改正の概要は、次のとおりである。

ア 地方法人課税（平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用）

(ア) 法人事業税の暫定措置（地方法人特別税・譲与税）の規模を縮小し、法人事業税へ復元する。

(イ) 法人住民税法人税割の一部を国税化（地方法人税）し、地方交付税原資とする。

<都税への影響（平成26年度税制改正後・平年度ベース）>

法人事業税の暫定措置（※）	△1,400億円
法人住民税の一部国税化	△1,800億円
計	△3,200億円

※平成20～26年度の減収額累計 約1兆円

イ 自動車取得税（平成26年4月1日から適用）

(ア) 自家用自動車の税率を5%から3%に、営業用自動車及び軽自動車の税率を3%から2%に引き下げる。

(イ) エコカー減税の軽減割合を75%から80%に、50%から60%に拡充する。

ウ 自動車税（平成27年度・平成28年度の自動車税に適用）

(ア) 軽減対象にクリーンディーゼル車を追加するとともに、特に環境性能に優れた自動車の軽減割合を50%から75%に拡充する。

(イ) 新車新規登録後一定年数を経過したディーゼル車、ガソリン車等の重課割合を、概ね15%に引き上げる（バス・トラックを除く）。

エ 軽自動車税

(ア) 四輪車等に適用される税率を引き上げる。（平成27年4月1日以後に新たに取得される四輪車等について適用）

(イ) 二輪車等に適用される税率を引き上げる。（平成27年4月から適用）

(ウ) 最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について、約20%の重課を行う。（平成28年4月から適用）

オ 固定資産税（平成26年度・平成27年度に新築されたものについて適用）

新築の住宅及び認定長期優良住宅に係る減額措置を2年延長する。

(3) 都独自の改正

以上の地方税制の改正のほか、都においては、次の措置を講ずることとした。

○固定資産税・都市計画税

小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置、小規模非住宅用地に係る固定資産税等の減免措置及び商業地等に係る固定資産税等の負担水準の上限引下げ措置について、平成26年度においても継続する。

○次世代自動車導入促進税制

電気自動車（燃料電池車を含む）及びプラグインハイブリッド自動車に係る自動車税及び自動車取得税の課税免除措置を1年延長する。

(4) 平成26年度東京都税制調査会答申の概要

東京都税制調査会は、地方分権時代に相応しい地方税制度と、国・地方を通じた租税制度を、地方の立場から追求し、提言していくことを使命として、平成12年5月に創設された知事の諮問機関である。

本調査会は、創設以来、国税と地方税との税源配分の見直しや、東京都の独自課税などに関して、毎年度の答申を取りまとめてきたが、平成18年度からは、地方税制度と国・地方を通じる税制のあるべき姿を構築するという調査会の使命を鑑み、長期的視点から熟議を重ねて答申をまとめるべきだとの考えから、3年という委員任期に合わせて、答申を提言することにした。

平成26年度は、3年の委員任期の最終年度としてこれまでの検討状況を整理し、答申として取りまとめたものであり、「税制改革の視点」、「税制改革の方向性」、「地方財政調整制度」、「その他の検討事項」の各項目により構成されている。その概要は次のとおりである。

ア 税制改革の視点

(ア) 地方分権の推進

- a 地方が自らの責任で自主的・自立的に行財政運営ができるよう、自主財源としての地方税の充実が必要
- b 国から地方への権限の移譲と併せて、地方自治体の権限に見合った財源を確保できる税財政制度を構築することが不可欠

(イ) 財政の持続可能性の確保

- a 公共サービスに必要な財源を安定的に確保するためには、国民の理解を得た上で、給付と負担の適正化を図ることが不可欠
- b 税負担の公平や課税の適正が重要であり、国民の公平感を高める努力が必要

(ウ) 時代に対応した「公平」の実現

- a 少子・高齢化、人口減少社会への対応
景気への影響や低所得者層への配慮に留意しながら、広く国民が負担を分かち合い、働く現役世代に過度の負担がかからない制度の構築が必要
- b 格差拡大、貧困問題への対応
貧困や格差解消のためには、歳出面の充実と併せ、所得再分配機能を適切に見直し、公平感を高めることが必要
- c 活力ある経済社会を目指して
企業活動を支える行政サービスに必要な財源を確保し、真に必要な公共サービスや公共投資に財源を効果的・集中的に投入していくべき

(エ) 環境を重視した税制

環境負荷に応じて負担を求めるなど、環境重視の考え方を税制に組み込んでいくことが必要

(オ) 重要な政策課題への対応

少子・高齢化対策など重要な政策課題については、他の施策、手法との適切な役割分担を行いつつ、必要に応じて政策を支援する税制の活用も考えていくべき

イ 税制改革の方向性

(ア) 基本的な考え方

- a 税源が全国に普遍的に存在し、税収規模の大きい基幹税については、国と地方の役割を勘案し、国税と地方税で分かち合うことが適当
- b 生産、分配、支出という三つの局面でバランス良く課税することが望ましい
- c 世界でも類を見ない速さで少子・高齢化が進展していることから、中長期的な見識で問題を先取りしていくことが必要

(イ) 地方消費税、消費税

- a 地方消費税は、世代間の負担の公平を確保でき、地域間の偏在が小さく、税収が安定的で、地方税にふさわしい税
- b 消費税率（国・地方）を引き上げる際には、低所得者層に何らかの配慮が必要
- c 地方消費税は、地域の実情に応じた幅広い行政サービスを賄う観点から、引き続き一般財源とすることが適当
- d 清算基準は、税収を最終消費地に帰属させるための指標であり、都道府県間の財政調整のために用いるべきではない

(ウ) 法人事業税、法人住民税及び法人税

- a 地方法人課税は、企業活動を支える公共サービスに必要な財源を賄うため、当該サービスを受ける

法人に課税するものであり、企業の負担に配慮しつつも、行政サービスを受ける法人に応分の負担を求めることが必要

- b 我が国の企業の所得課税と社会保険料の事業主負担を合わせた公的負担は、諸外国と比べて必ずしも高いとは言えない
- c 法人実効税率は、租税負担の一部損金算入以外の要素を考慮せずに表面税率を合計した一つの指標
- d 法人実効税率の引下げに当たっては、課税ベースの拡大等による財源確保を図るべき
- e 我が国の実効税率が高い理由は、諸外国に例の少ない地方法人所得課税によるものとする議論があるが、地方自治体が担う公共サービスの範囲の広さを考慮すべき
- f 法人事業税・法人住民税は、地方自治体にとって不可欠な基幹税であり、他の税とバランス良く組み合わせながら、引き続きその役割を果たしていくことが適当
- g 国の政策が、地方法人課税へ及ぼす影響が懸念される。国による政策の影響については、国の責任で対応すべき
- h 法人事業税については、引き続き中小法人の負担に配慮しつつ、付加価値割など外形標準課税の拡大により、税収の安定化を図り、応益税としての性格を明確にしていくことが適当
- i 超過課税は、地域の実情に応じた行政運営を行う上で必要不可欠な財源を得る手段であり、地方自治体の判断が尊重されるべき

(エ) 個人住民税、所得税

- a 個人住民税は、都道府県及び区市町村の基幹税の一つであり、地域社会の費用を住民が広く負担する税として、今後とも重要な役割を担っていくべき
- b 個人所得課税の所得再分配機能のあり方については、社会経済の活力を損なわないよう配慮しながら、人々の負担の公平感を高める方向で検討していくことが必要

(オ) 車体課税

- a 車体課税は、税源が全国的に広く分布し、偏在が小さく安定的であり、都道府県及び区市町村にとって貴重な財源
- b 我が国における自動車税に係る税負担は、諸外国と比較して燃料課税の負担が小さいことから、総額としては低い水準にあることを考慮すべき
- c 車体課税は、より積極的に環境関連税制として位置付けていくことが必要
- d 自動車税においては、現行の自動車税（排気量割）に加えて、燃費を課税標準とする環境性能割を自動車税の取得時の課税として実施することが適当

ウ 地方財政調整制度

(ア) 地方財政調整の意義

国民に一定水準の公共サービスを提供するため、国の責任において財政力の弱い自治体に必要な財源を配分するものであり、地域社会の安定を図る上で必要不可欠

(イ) 地方交付税制度のあり方

地方交付税制度は、地方税を補完するものとして、財源保障機能及び財源調整機能をより適切に発揮させていくことが重要

(ウ) 地方財政調整制度をめぐる論点

- a 財政需要と税収
 - 税収格差の議論においては、地方自治体を実施する行政サービスの大きさを考慮に入れることが必要
- b 地方法人特別税、同譲与税
 - (a) 法人事業税の暫定措置は、従業者数のほかに、課税標準とは無関係の指標である人口を用いて法人事業税を再配分するもので、受益に対する負担という地方税の原則に反する
 - (b) 地方間の税収格差は、暫定措置導入前より縮小しており、更なる「他の偏在是正措置」を検討する根拠は明確ではない
 - (c) 地方法人特別税及び同譲与税を撤廃・復元し、真の地方分権の実現に向け、地方の役割に合う地方税財源の拡充という原点に立ち返るべき
- c 地方法人税
 - (a) 偏在の是正という観点のみに基づいて地方の税源を国税化することには合理性・正当性がない
 - (b) 法人住民税の国税化という不合理な偏在是正措置は速やかに撤廃し、地方税に復元すべき
- d 地方譲与税の譲与制限等
 - 地方交付税の不交付団体という理由で、地方譲与税の譲与制限を行うことは、二重の財政調整で

あり、廃止すべき

e 今後の議論に向けて

- (a) 地方税・地方交付税等を合わせた総体としての地方税財政制度のあり方については、その充実を図っていくべき
- (b) 住民の理解と納得という視点こそが重要
- (c) 地方税制度はあくまでも、応益性、安定性、普遍性、伸張性といった地方税の原則にのっとり考えるべき

エ その他の検討事項

(ア) 公平な徴収を担保する仕組み

a 公平で確実な所得の捕捉、課税、徴収

- (a) 税制及び税務行政が国民から信頼され理解を得るためには、負担の公平や課税の適正が確保されていることが重要
- (b) 税制に対する国民の公平感を高めるため、滞納整理の推進や所得捕捉の適正化など一層の取組が必要

b 番号制度

- (a) 制度全般に関して国民の理解が深まるような十分な説明と実効ある個人情報保護対策が不可欠
- (b) 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、地方自治体の業務と密接に関わっている。国は、地方自治体と十分に協議し、その意見が仕組み等に反映されるようにすべき

c 租税教育

- (a) 子どもから社会人に至るまで、段階に応じた継続的な租税教育が重要
- (b) 租税教育に、課税側の論理だけでなく、納税者側の視点も取り入れるべき

(イ) これからの固定資産税制

- a 固定資産税は、税源が普遍的に存在し、景気変動の影響を受けにくく税収が安定的であることなど、地方税としてふさわしい税
- b まちづくりに密接な関連を有する固定資産税のあり方については、地域の実情に合った制度を構築するという観点から、今後検討していくことが必要
- c 少子・高齢社会における固定資産税制を考えるに当たっては、税制の問題と住宅政策や低所得者対策をはじめとした社会保障の問題とを総合的に検討していくことが必要
- d 固定資産制度が、簡素で納税者に分かりやすい仕組みとなるよう、そのあり方について検討を行うことが必要
- e 償却資産に係る固定資産税は、その税収が固定資産税収全体の約2割を占める貴重な財源であり区市町村の行政サービスを支える上で不可欠なもの